

市職員採用試験を実施

市は令和4年度採用予定の市職員採用試験を行います。

資格 職種、採用予定人数、受験

初級事務（若干名）

平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人

栄養士（1人）

管理栄養士免許（令和4年3月末までに取得見込みの人を含む）を有し、昭和61年4月2日以降に生まれた人

看護師（若干名）

看護師免許（令和4年3月末までに取得見込みの人を含む）を有し、昭和61年4月2日以降に生まれた人

社会福祉士（1人）

社会福祉士資格（令和4年3月末までに取得見込みの人を含む）を有し、昭和61年4月2日以降に生まれた人

薬剤師（1人）

薬剤師免許（令和4年3月末までに取得見込みの人を含む）を有し、平成元年4月2日以降に生まれた人

子育て支援員の知識や技能を修得する機会

市は、滝沢市、矢巾町、雫石町の4市町合同で子育て支援員研修（地域保育コース）を行います。

■対象 子育て支援などの仕事に関心を持ち、家庭的保育事業などへの従事を希望する、または既に従事している市内在住の人

日時

▼講義 7月31日、8月7日、21日、9月11日、10月2日の全5回。いずれも土曜日午前9時半から午後4時半まで

▼実習 8、9月中の2日間実施。日程は受講決定後に調整します。

場所 矢巾町公民館

■費用 2700円（テキスト代）

■定員 3人（八幡平市分）

■申込期限 6月30日（水）

■申し込み方法 受講申込書に必要事項を記入の上、持参または郵送（必着）で提出してください。受講申込書は、市ウェブサイトでダウンロードするか、地域福祉課または

■受験案内 市ウェブサイトからダウンロードするか、総務課または西根・安代各総合支所から交付を受けてください。

■試験日 9月19日（日）

■試験会場 盛岡市内を予定

■申込期限 8月6日（金）

■問い合わせ先 総務課（☎・内線1231）

ふるさとCM大賞で市の魅力を伝えよう

市は「ふるさとCM大賞 in I W A T E 2021」（岩手朝日テレビ主催）への出展作品を募集します。

なお、参加申し込み後は事前協議を設け、注意事項の説明やどのような内容で制作を検討しているのか聞き取りを行います。

■内容 市の魅力を表現した15秒のCMで、テーマは問いませんが、未発表の作品

■参加の流れ ①参加申込書の提出 ②事前協議 ③作品提出

④市の代表作品選考会 ⑤番組収録に出場

■参加申込期限 7月2日（金）

■事前協議日 7月5日（月）から9日（金）の間で調整

■作品提出期限 9月30日（木）

■規格 HD（16：9）を基本とし、DVDまたはブルーレイディスク

■番組収録日 11月下旬

■番組収録場所 岩手朝日テレビ

■賞品 作品提出者へ市共通商品券（番組で入賞すると、最大で2万円分）を交付します。

■問い合わせ先 企画財政課広報広聴係（☎・内線1204）

国保税の納税通知書を7月中旬に発送します

【資格に異動があるとき】

社会保険など他の健康保険に加入・脱退したときは、14日以内に届け出が必要です。就職や退職で自動的に切り替わるものではありませんので、忘れず市民課に届け出をしてください。

【申告は済んでいますか】

国保税は前年の所得を基に計算するため、確定申告などが済んでいないと、正しい算

定ができないほか、軽減が受けられない場合があります。

【新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人へ】

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業・給与などの収入が前年より一定割合減少した世帯などに対して国保税の減免をする予定です。減免の詳細は7月号の広報はちまんのたいを確認してください。

■問い合わせ先 ▼国保の資格 市民課国保年金係（☎・内線1076）▼国保の税額 税務課市民税係（☎・内線1127）

戦没者の遺族に特別弔慰金を支給

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者の尊い犠牲に思いを致し、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者の遺族に特別弔慰金を支給します。

■対象者 令和2年4月1日時点で、公務扶助料や遺族年金などを受ける人が居ない場合で、戦没者の死亡当時の遺族のうち、次の順番による先

順位者1人

①2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得

②戦没者の子

③戦没者の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹（戦没者の死亡当時、生計関係を有するなどの要件により順番の入れ替わり有り）

④①～③以外の戦没者の三親等内の親族（戦没者の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有する）

■支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

■請求期限 5年3月31日（金）

■請求窓口 市役所地域福祉課または西根・安代各総合支所

■問い合わせ先 地域福祉課福祉総務係（☎・内線1114）



に支払った費用

■申請期限 4年3月11日（金）

■問い合わせ先 地域福祉課福祉総務係（☎・内線1114）

森林の伐採と林地開発 事前手続きが必要

森林を伐採するときは伐採を開始する90日から30日前までに、林地開発（1畝以上）をするときは事前に届け出や許可申請の各種手続きがそれぞれ必要となります。

森林の伐採や、開発の計画がある場合は、市役所農林課または盛岡広域振興局林務部まで相談してください。

■問い合わせ先

▼保安林以外の森林での立木の伐採 農林課林業係（☎・内線1339）

▼保安林での立木の伐採や土地の形質の変更 盛岡広域振興局林務部（☎・019・629・6615）

▼保安林以外の森林での1畝を超える開発行為 盛岡広域振興局林務部（☎・019・629・6616）

地震に備えて住まいの住宅耐震助成を実施

市は住宅の地震に対する安全性の確保・向上を図り、震災に強いまちづくりを進めるため、各種助成をしています。

◎耐震診断士を派遣

■対象住宅 次の①～③の要件を全て満たす住宅

①昭和56年5月31日以前に着工した戸建て住宅

②在来軸組工法による木造平屋建てまたは木造2階建て

③過去に同耐震診断を受けていない

■対象者 対象住宅の所有者

■診断費用 無料

■募集戸数 10戸

◎耐震改修工事費の一部を補助

■対象住宅 前記①、②の要件を満たす住宅

■対象者 法人を除く、対象住宅の所有者で、市税を滞納

西根・安代各総合支所から交付を受けてください。

■問い合わせ先 地域福祉課児童福祉係（☎・内線1103）



新婚生活の経済的負担を軽減するための、新婚世帯に對し、新生活の費用を支援します。

市は結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に對し、新生活の費用を支援します。



令和3年度まちづくり出前講座は皆さんの「学んでみたい」に応えます！

市は日頃行っている業務を地域の皆さんに知っていただくため「まちづくり出前講座」を開講しています。市政全般をはじめ、健康に関することなど、幅広いメニューを用意しています。

■申し込み方法 出前講座は、市内に在住、通勤または通学しているおおむね10人以上の団体であれば申し込みできます。講座一覧表の中から希望の講座を選び、仮予約をした後、会場を決め、受講希望日の2週間前までに申込書を提出してください。その後、日程などを調整します。

■その他 ▶出前講座の開催時間は2時間以内で、開催場所は原則、市内に限ります▶材料費などが必要な場合は、受講者負担となります▶新型コロナ

ナウイルス感染症対策に十分配慮したうえで講座実施をお願いします。

■問い合わせ先 文化スポーツ課生涯学習係(☎・内線1144)



令和2年ニュースポーツ教室の様子

| No | 講座名【所要時間】                                | 担当課      | 内線番号 |
|----|------------------------------------------|----------|------|
| 1  | 八幡平市の財布【20分】                             | 企画財政課    | 1201 |
| 2  | 防災講座【30分～120分】                           | 防災安全課    | 1262 |
| 3  | 地域づくりにヨソモノの力を活用しよう～関係人口編～【60分】           | まちづくり推進課 | 1454 |
| 4  | 地域づくりにヨソモノの力を活用しよう～地域おこし協力隊編～【40分】       | まちづくり推進課 | 1454 |
| 5  | 八幡平市の公共交通政策について【60分】                     | まちづくり推進課 | 1453 |
| 6  | みんなが進める男女共同参画【60分】                       | 文化スポーツ課  | 1142 |
| 7  | 気軽にスポーツはじめてみませんか？【60分～120分】              | 文化スポーツ課  | 1147 |
| 8  | 八幡平市の観光【45分～60分】                         | 商工観光課    | 1316 |
| 9  | ごみを減らそう！分別しよう！【30分】                      | 市民課      | 1069 |
| 10 | 食品ロス削減のために、できることから始めよう【30分】              | 市民課      | 1069 |
| 11 | 国民健康保険の仕組み【30分～60分】                      | 市民課      | 1072 |
| 12 | 後期高齢者医療の仕組み【30分～60分】                     | 市民課      | 1072 |
| 13 | 知っておきたい悪質商法～騙されないために、騙されたら～【30分～60分】     | 市民課      | 1066 |
| 14 | みんなで考えよう「農(みのり)と輝(ひかり)の大地のエネルギー」【30分】    | 市民課      | 1069 |
| 15 | いのちの門番「ゲートキーパー」ミニ講座【60分～90分】             | 健康福祉課    | 1091 |
| 16 | 知ろう、支えよう、認知症～あなたも今日から認知症サポーター！～【60分～90分】 | 健康福祉課    | 1086 |
| 17 | 障がい福祉について【30分～60分】                       | 地域福祉課    | 1108 |
| 18 | 保育関係施設の防(減)災について【60分】                    | 地域福祉課    | 1100 |
| 19 | 子育て支援について【30分～60分】                       | 地域福祉課    | 1101 |

水道料金などの減免  
申請期限は9月まで

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者の事業継続支援のため水道料金などを減免する申請が、9月30日(木)で終了します。

■対象業種 市内に事業所有する小売業、飲食業、宿泊業、サービス業

■減免対象 事業用の水道料金、公共下水道施設使用料、特定環境保全公共下水道施設使用料、農業集落排水施設使用料、集合浄化槽施設使用料、戸別浄化槽施設使用料

■要件 次のいずれにも該当する事業者。ただし、創業2年未満の場合は、対象月までの任意の1カ月売り上げを前々年同月の売り上げとします。

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月から3月までの間の任意の1カ月において、売り上げが前々年同月比で50%以上減少

②令和元年(平成31年)以前から事業による事業収入(売

り上げ)があり、今後も事業を継続する意思がある

■減免額 5月から10月に請求を受けた水道料金などを全額減免(家庭用と事業用を併用する場合は、家庭使用分を除く)

■申請 次の①～⑤の申請書類を上下水道課に郵送してください。

①申請書

②申告書

※①と②の様式は、市ウェブサイトでダウンロードするか、上下水道課に電話をし、郵送により交付を受けてください。

③確定申告書類の写し ※法人事業者は前々事業年度、個人事業者は令和元(平成31)年のもの

④売り上げ減少月の売上台帳の写し

⑤身分証明書の写し(個人事業者のみ) ※身分証明書は、写真付きの場合は1点、写真なしの場合は2点

※③と⑤の書類は、2年度減免事業者は提出不要

■問い合わせ先 上下水道課経理係(☎・内線

1272)

子育て世帯生活支援  
特別給付金を支給

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯(ひとり親世帯に限る)の生活を支援します。

■対象者 次の①、②の要件を満たす人

①公的年金などを受給していることにより、4月分の児童扶養手当の支給を受けていない

②4月分の児童扶養手当の支給を受けていないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受けている人と同じ水準になっている

■支給額 児童1人当たり一律5万円

■申請方法 対象となるか確認のため、一度電話で問い合わせてください。

■申請期限 4年2月28日(月)

■問い合わせ先 地域福祉課児童福祉係(☎・内線1106)

表 計量器定期検査日程

| 日時                                   | 対象地区    | 場所           |
|--------------------------------------|---------|--------------|
| 7月1日(木)<br>10時から12時まで<br>13時から15時半まで | 大更・田頭地区 | 八幡平営農経済センター  |
| 7月2日(金)<br>10時から12時まで<br>13時から15時まで  | 平舘・寺田地区 | 八幡平営農経済センター  |
| 7月5日(月)<br>10時から12時まで<br>13時から15時まで  | 松尾地区    | 松尾コミュニティセンター |
| 7月6日(火)<br>10時から12時まで                | 荒沢地区    | 安代総合支所車庫     |
| 7月6日(火)<br>13時半から15時まで               | 田山地区    | 田山支所車庫       |

業務で使用する計量器  
定期検査をお忘れなく

計量器は、2年に1度の検査が義務付けられています。該当する計量器は、必ず受検してください。また、検査を受けたことがない計量器は、事前に登録が必要ですので、問い合わせてください。

長期間放置の自転車は  
期限経過で処分します

大更駅西口、東口駐輪場に長期にわたって放置されている自転車があり、他の利用者に支障を来しています。期限を過ぎても放置されているものは、市駐輪場条例に基づき、処分します。

■引き取り期限 6月30日(水)

■問い合わせ先 建設課土木係(☎・内線1291)

寄付をいただきました

本市に寄せられた厚意を紹介します。

【物品の寄付】

▼株式会社電業社：4月12日、来庁者や職員の新型コロナウイルス感染症の感染防止に役立ててほしいと自動手指消毒器が寄贈されました。

